

問題1

【出題意図】 司法権の限界論についての基礎的な知識を問うものである。司法権の限界とは、通説的理解によれば、「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)であるにもかかわらず、なお何らかの理由から裁判所の審判権が及ばない事項を指すと考えられているが、本問では、いわゆる政治問題の法理あるいは統治行為論と称される法理に関連して、その根拠と内実を示すことが求められている。

【採点講評】 統治分野の基本的な問題であることから、教科書的知識をキチンと書いているものと論点すら理解できていない答案とに比較的明瞭に区分けすることができた。ただ、あまりに有名な両判決であるにもかかわらず、両者を混同していたり、「一見極めて明白に違憲無効」の意味などの判決のポイントを思いつかない答案が多く見られたことは、現在の司法試験受験生における統治分野への関心の表れであろうが、残念であった。

問題2

【出題意図】 基本的には信教の自由に関する問題である。宗教上の理由により被告人らを有罪としなければ、政教分離違反になるところ、どのような判断が適切か、神戸市高専事件や日曜学校事件、加持祈祷事件を想起して熟慮することが望まれる。また、あくまでも一説によれば、大麻は煙草よりも人体に与える害も少なく、覚せい剤のように他者加害にも繋がらないと言われるので、憲法13条で一般的自由権説を採れば、処罰は違憲と主張できることにも触れたい。

【採点講評】 本問が信教の自由の問題であることはさすがに殆どが気付いたが、多くの答案では視野が政教分離原則には届いていない。素朴な比較衡量論や、紋切り型の「公共の福祉」論も多く見られたのはいただけない。少なくとも、規制が精神的自由に及び、慎重な審査を求められることを前提に答案を作成して欲しいように思う。ましてや、13条論に言及した者は殆どいなかった。刑事法学の議論に触れる必要はないとし、憲法論に絡める形で可罰的違法性、公訴権濫用を展開した者には加点するつもりであったが、ここまで考えた者は皆無であった。

問題3

【出題意図】 本問は、行政法総論の序盤にあり行政法の学習の基本となる行政法の一般原則から、その中核となる「法律による行政の原理」を全般的に問っている。「法律による行政の原理」は、行政法の最も重要かつ特徴的な法原理であり、行政法総論はもとより、法科大学院入学後に学習する行政救済法の理解の前提にもなるため、その基本構造の理解を問う意図で出題した。

【採点講評】 法律による行政の原理、および法律の留保の原則の意義については書くことができていた答案が多かった。しかし、法律の留保との関係における法律の分類(とりわけ根拠規範)や侵害留保説などの説明はやや弱かった。また、本問が問題「3」という位置づけであり十分な時間配分ができなかったためか、全体的に論述の量が不足しており、必要な論点に触れることができていない答案もあった。